

## 北名古屋市公用車（シャトルワゴン車）広告掲載事業者募集要項

### 1 募集要項の趣旨

この募集要項は、公用車（シャトルワゴン車）広告掲載事業者の募集に関し、北名古屋市広告掲載要綱（平成20年北名古屋市告示第185号。以下「要綱」という。）及び北名古屋市広告掲載基準（平成20年6月25日施行。以下「基準」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### 2 広告掲載事業者の定義

広告掲載事業者は、広告主を募集し広告媒体に広告を掲載することを業務とする広告代理店等とする。

### 3 募集の目的

北名古屋市（以下「市」という。）が所有する公用車（シャトルワゴン車）に広告を掲載することにより、市の収入確保と公用車広告掲載事業者等の地域貢献機会を提供することを目的とする。

### 4 募集する広告の仕様等

掲載車両	市役所東西庁舎間を市役所開庁日に1日18往復するシャトルワゴン車(トヨタハイエース)1台
掲載位置	別紙のとおり
規格	① 縦250mm×横1000mm 1か所 ② 縦200mm×横600mm 2か所
材質	特殊フィルム又はマグネットシート（貼付及び撤去の際に車両塗装に影響のないもの）
掲載期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで（12箇月）
広告掲載料	① 12,000円 ② 1枠12,000円 ※別途市が指定する期日までに納付する。

### 5 広告内容等

- (1) 広告を製作するにあたっては、要綱、基準及びこの募集要項の各規定を遵守するものとする。
- (2) 広告内容、色、形状等の仕様について、事前に市と協議し、市の承諾を受けた後に広告物を製作しなければならない。
- (3) 市は前項の承諾を行うに際して、広告内容の変更を指示し、又は必要な条件を付

すことができるものとする。

## 6 申込方法

広告掲載事業者となることを希望する者は、次により市に申し込むものとする。

受付期間	令和8年2月2日（月）から2月27日（金）まで（受付時間は平日の午前8時30分から午後5時15分まで）
提出場所	市役所西庁舎1階 総務部総務課
提出書類	1 北名古屋市公用車（シャトルワゴン車）広告申込書（様式第1） 2 添付書類 (1) 身分証明書（個人事業主の場合）又は履歴事項全部証明書（法人の場合） ※ 身分証明書は、市町村によっては「身元証明」ともいい、被後見人登記や破産宣告の有無を証明するもので、本籍地の市町村で取得できます。 (2) 納税証明書（市税の未納が無いことの証明） ※ 北名古屋市に納税義務がある場合は提出不要 (3) 会社概要及び事業実績を示す書類等（任意様式）
備考	1 申込時には必ずしも広告案の提出を要しないものとし、事業者の決定後、別途市長が指定する日（概ね3月中旬頃）までに提出するものとする。 2 提出に要する費用は、申込者の負担とする。 3 提出された書類は、原則として返却しないものとする。

## 7 広告掲載事業者の選定方法

- (1) 申込者が複数あるときは、抽選により広告掲載事業者を決定する。
- (2) 選定結果については、北名古屋市公用車（シャトルワゴン車）広告承認・不承認決定通知書（別紙様式第2）によって通知する。
- (3) 要綱等に適合しないもの又は虚偽の内容が記載されているものは、失格とする。
- (4) 選定までの審査の経緯等は公表しないものとする。

## 8 確認書の締結

市と広告掲載事業者は、広告の掲載に関して確認書を締結するものとする。

## 9 広告募集上の注意事項

広告掲載事業者は、自らが広告の募集者であることを明確にするとともに、市が広告の募集者であるような誤解を受けることのないように配慮しなければならない。また、市内の事業者等に係る広告を掲載するよう努めるものとする。

## 10 経費負担

- (1) 広告物の製作、掲載及び撤去費用は、広告掲載事業者の負担とする。
- (2) 広告掲載期間中に広告物の破損、汚損、紛失等があった場合の修復等に要する費用は、広告掲載事業者の負担とする。

## 11 使用の中止

- (1) 市は、広告の掲載が不適切と認めるときは、使用を中止することができる。
- (2) 使用中止の事由が、広告掲載事業者又は広告内容の事業者等の責に帰すべきものである場合は、掲載料は還付しない。ただし、広告掲載事業者の責めに帰すことができない理由により広告を掲載できなかつたときは、広告掲載料の全部又は一部を還付することができるが、還付する広告掲載料には利子を付さない。

## 12 広告料の還付

第 11 の(2)の規定により広告料を返還する額は、納付された広告掲載料から広告掲載した期間（1箇月に満たないときは1箇月）を差し引いた額を月割で還付するものとする。この場合において、返還額に1円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てるものとする。

## 13 苦情等への対応

広告掲載事業者は、広告の内容に関する苦情その他問題が発生したときは、その一切の責任を負い、誠意を持って速やかに解決に努めるものとする。

## 14 不測の事態への対応

不測の事態が発生した場合は、別途協議の上、対処するものとする。

## 15 運行コースについて

市は、乗車率等を考慮し運行コースを変更することができる。

## 16 問合せ先

総務部総務課

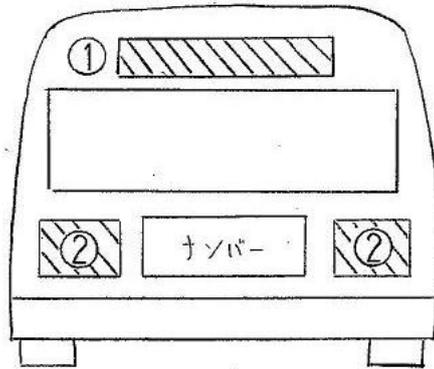
〒481-8531 北名古屋市役所（西庁舎1階）

北名古屋市西之保清水田15番地

電話 0568-22-1111（内線2116）

別紙 広告掲載位置

後面



- ※① 縦250mm×横1000mm 1か所
- ② 縦200mm×横 600mm 2か所